

令和5年度第1回岩見沢警察署協議会議事概要

開催日時	令和5年6月28日（水） 午後3時0分から午後5時0分まで	
開催場所	札幌方面岩見沢警察署 大会議室	
出席委員	委 員	警 察 署
	会 長 周 尾 正 昭 副 会 長 池 下 且 則 委 員 森 口 悦 子 五十嵐 一 朗 平 田 京 子 山 越 千 鶴 岡 出 浩 紀 佐 藤 光 一 荒 井 愛 山 口 由 美 子 10人（定員10名）	署 長 西 村 寿 修 副 署 長 藤 村 裕 之 三笠庁舎所長 吉 田 治 幸 刑事・生活安全官 松 下 貴 治 地域・交通官 佐 藤 礼 一 警 務 課 長 深 瀧 典 宏 生活安全課長 佐 藤 絵 理 地 域 課 長 岩 村 孝 博 刑事第一課長 北 島 道 刑事第二課長 長谷川 一 成 交 通 課 長 黒 澤 良 恒 警 備 課 長 山 崎 賢 事 務 局 警 務 係 長

1 会長挨拶

岩見沢警察署協議会会長の周尾と申します。

令和4年度最後の警察署協議会において、副会長の池下さんと変わりました、今回から会長として就任させていただきました。

不慣れではございますが、各委員のご協力をいただきながら、協議会の取りまとめを努めさせていただきますと思います。

今回のテーマは、「特殊詐欺被害防止について」「自転車の交通ルールについて」です。

皆さんに多くの意見を出していただき、岩見沢警察署協議会の規則に則って意見を集約していきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い致します。

2 署長挨拶

本日は、令和5年度、第1回目の岩見沢警察署協議会にお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本年度については、前周尾副会長が会長へ、前池下会長が副会長へとそれぞれが交替され、また前委員3名の方々がご退任され、新たな委員3名がご就任して初の協議会となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、当署管内における犯罪の発生状況について申し上げます。

昨年度中の刑法犯の認知件数は232件で、一昨年と対比しますと21件減少していますものの、2件の殺人未遂事件、特殊詐欺の認知件数が7件で、その被害額が1,750万円に上るなど、内容的には厳しい状況にあります。

また今年に入ってから、刑法犯の認知件数が106件で、交際関係にあった男女の殺人未遂事件、さらには闇バイトの少年を雇用した高齢者を狙った特殊詐欺事件などが発生しております。

これらの事件につきましては、住民の皆様の協力を得て検挙に至っておりますものの、決して楽観視できない情勢となっております。

このような情勢を踏まえて安全で安心な地域社会の実現のためには、管内の住民の方々の意見や要望を警察活動に反映させて業務を進めていくことが重要ですので、皆様方には、地域住民の代表として、お考えやご意見をご提言していただけるようお願い申し上げます。

結びに本日の会議が有意義な会議となりますことを期待いたしますとともに、皆様方のご健勝を祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。

3 委嘱状の交付

4 各委員挨拶

5 警察署幹部挨拶

6 協議事項

(1) 「特殊詐欺被害防止」について

- ・ 昨年と今年の認知件数
- ・ 特殊詐欺被害防止対策
- ・ 電話会社の取組み
- ・ 最近の特殊詐欺の傾向（テクニカルサポート詐欺）

【委員】

特殊詐欺の認知件数についてですが、よく大手通販サイトや運送業者からメールが届いて、クレジットカード番号から現金が取られてしまう詐欺もあると思いますが、被害金額がクレジットカード会社から補填された場合やクレジットカード会社から警察に届出がなければ、認知件数に含まれていないのか。

【警察】

被害金額の補填のみが目的であって、被害届を提出していなければ、特殊詐欺の認知件数に計上はされていません。

なお、特殊詐欺と言われている手口分類については、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の詐欺、キャッシュカード詐欺盗と言われています。

【委員】

月形ブロックからですが、防犯協会と駐在所で特殊詐欺の啓発でグッズやチラシを作ったりしていますが、今年は、子供たちの声がATMのところでそのお金大丈夫というメッセー

ジが流れる対策を取っている。

発生件数が多くあるわけではありませんが、多くのご協力をいただき、感謝しております。
この場を借りてお礼を申し上げます。

引き続き御理解をお願いします。

(2) 「自転車の交通ルール」について

- ・ 自転車の安全利用五則
- ・ ヘルメット着用の努力義務化
- ・ 北海道における自転車運転者の死傷者数
- ・ 自転車運転者による交通違反態様

【委員】

今回の努力義務化については、小中高の学生はもとより、幼児もさることながら大人も着用しなければならないが、着用させるためにどうすべきか考えなくてはいけない。

頭部が致命傷になるということは分かっているが、ヘルメットを準備するにはお金もかかることであり、個人の負担も大きくなる。

ヘルメットの着用を促すために、ビラやチラシを配付したり、町内会の活動で周知するのも一つの方法と考えるが、何よりもヘルメット着用が大事だという説得力となるものが欲しいと思う。

【委員】

私の友人のことだが、高校生の頃に自転車事故で頭部をぶつけて後遺症で勉強に集中できなくなり、21歳で自ら命を絶った友人がおり、ヘルメットを被っていたら、そのようなことはならなかったと思う。

【委員】

月形中学校では、この春から登下校時に自転車に乗る時にはヘルメットを絶対に着用することになったが、帰宅後となるとヘルメットを着用していないという状況です。

【委員】

三笠市でも小学生は登下校時にヘルメットを着用しているが、帰宅後に遊びに出かける時は、着用している子と着用していない子が見受けられる。

中学生は、ヘルメットを着用して登校する子もいれば、着用していない子もいる。

高齢者は、ほぼ着用していません。

例えば、買い物の際にヘルメットを着用してきた場合は、商品の代金の一部を返金しますというシステムがあってもいいかもしれない。

やはりヘルメットの着用が努力義務と言われれば誰もヘルメットを買わない。

どうやってヘルメットを着用してもらって、交通事故を防ぐのかということを具体的に考えないといけないと思う。

【委員】

ヘルメット着用が努力義務と書いてあるが、努力義務の期間はいつまででしょうか。

【警察】

努力義務の期間は決まっておりません。

法律になりますので、自治体ごとに期間を決めるのが難しいというのが現状です。

【委員】

ヘルメットを着用していなくてもなんの処罰もないというのは緩いのではないか。

怪我をしても誰も補償してくれず、自己責任となる。

良いことなので緩い期間を設けなくて、決めごとを作っていただきたい。

【委員】

当初から義務化ということでスタートしても良かったと思うが、ヘルメット購入にはお金もかかることであり、各家庭の負担は大きい。

また、ヘルメットの使用期限が3年とのことであるため、3年ごとにヘルメットを交換するという事を考えると、全国一斉に義務化とすることが難しかったのだと思う。

【委員】

7月1日から電動キックボードの免許が不要となったと聞くと、岩見沢市で電動キックボードで走行している人はいるのか。

【警察】

岩見沢市内ではあまり見かけません。

【委員】

電動キックボード利用者が多く増えてから取り締まっても大変だと思いますので、利用者が少ない内に取り締まりをしていただき、交通事故が起きないようにしていただきたいと思います。

【警察】

交通安全の呼びかけなどをさせていただきますし、見かけたなどの情報をお寄せいただければパトロールを実施し、道路交通法令に違反するような行為があれば指導取締りを実施したいと思います。

7 懲戒処分等の報告

8 次回協議会の開催予定等

令和5年9月を予定。